

## 10月29日(日)は、白石市長選挙 白石市議会議員補欠選挙の投票日です

### 「1票」託してみよう みんなの未来

任期満了に伴う白石市長選挙は、10月22日に告示され、10月29日に投票が行われます。

なお、現在市議会議員に欠員が生じているために、白石市議会議員補欠選挙も同時に行われます。棄権することなく、みんなで大切な一票を投じましょう。

#### 今回の選挙に投票できる人

次の要件により選挙人名簿の登録を行います。

【住所要件】平成12年7月21日以前に転入届け出(住民票作成)をした方。

なお、選挙人名簿に登録されていても投票日当日、白石市に住所がないと投票できません。

【年齢要件】昭和55年10月30日以前に生まれた方(当市に三カ月以上住所を有する方)。

なお、10月11日以降の市内の住所異動者は、従前の投票所で投票をすることになります。

**入場券**  
郵便によりお届けします。一枚の八ガキに4名連記されておりますので、各自切り離してお持ちください。

なお、入場券をなくしたり、しまい忘れたりしたときは、投票所の受付に申し出てください。

**投票時間**  
投票時間は、午前7時から午後8時までですが、次の投票区は時間を繰り上げます。

午後5時まで  
福岡第七投票区、福岡第八投票区  
小原第一投票区、小原第六投票区  
午後6時まで  
福岡第二投票区、福岡第六投票区  
福岡第十投票区  
**不在者投票**  
投票は、投票所で当日投票するのが原則ですが、不在者投票の制度があります。

なお、平成10年6月から公職選挙法の一部改正により不在者投票が緩和されています。

開票速報ホームページ  
<http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/senkyo/>

### 介護保険の利用者負担軽減措置について

高額介護サービス費の支給  
介護保険のサービスに支払った額(1割の自己負担分)が高額となった場合には、上限額を超えた分が払い戻されますので申請をしてください。

| 対象となる方                          | 上限額     |
|---------------------------------|---------|
| 一般世帯                            | 37,200円 |
| 市民税非課税世帯                        | 24,600円 |
| 老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯等<br>生活保護受給者等 | 15,000円 |

#### 【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・介護保険被保険者証
- ・領収書(写)
- ・本人名義の通帳(郵便局以外)

**介護保険施設入所者の食費の減額制度(標準負担額減額制度)**  
介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床

| 対象となる方                          | 食費の自己負担額(日額) |
|---------------------------------|--------------|
| 市民税非課税世帯                        | 500円         |
| 老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯等<br>生活保護受給者等 | 300円         |

#### 【申請に必要なもの】

- ・印鑑
  - ・介護保険被保険者証
- 申請場所** 利用者負担軽減については、健康センター内保険課窓口にて申請してください。
- 問 保険課介護保険係  
☎ 22 1361

### 介護保険料の徴収が始まります

平成12年4月から始まりました介護保険制度により、第2号被保険者(40歳から65歳の方)に続いて、円滑な実施のための特別政策により徴収が半年延期されていた第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の徴収も今月より開始されます。

保険料額は、対象となる方へ7月に保険料額決定通知書をお送りしてお知らせしています。

納付方法につきましては、年金天引きの方は、特に手続きをしていただく必要はありません。天引きされない方へは、今月半ばに納付書をお送りしますので、そちらでお納めください。

介護保険料についての詳しい説明は、先月の広報と一緒に配りましたパンフレット「はじめます。介護保険の保険料」をご覧ください。

納付書納付の方へは、口座振替をお勧めいたします。

問 税務課介護保険係  
☎ 22 1313

### 交通死亡事故多発非常事態宣言中

平成12年8月23日から11月30日まで

県内では、今年に入り残念ながら交通死亡事故が多発しております。死亡者は、昭和50年以降最悪のペースで増え続けています。

現在、宮城県では、交通死亡事故多発非常事態宣言をし、事故防止に県民総ぐるみで取り組むことを呼びかけています。

市内においても、市民の皆さんに交通ルールを遵守していただき、これ以上悲惨な事故が起きないようにご協力をお願いいたします。

**電動式車いす・歩行補助車を使用されている皆さんへ**  
最近、特にお年寄りの方で、電

動式車いすや歩行補助車で道路を通行されている方が増えていますが、これは道路交通法では歩行者とみなされています。

ほかの車両や歩行人とのよりよい関係を保つため、以下の点にお気をつけいただき、交通安全にご協力をお願いいたします。

① 通行するのに十分な歩道がある場合は、歩道をご利用ください。  
② 車両がそばを通る道路を通行する場合は、ほかの車両や歩行人に十分注意をしてください。  
③ 蛇行するなど危険な通行は、おやめください。

問 生活環境課 ☎ 22 1314

### 国民年金から

65歳以上の方の介護保険料が今月から徴収されます。

65歳以上の方の介護保険料の徴収は特別措置により、今月(10月)から始まります。

保険料の徴収は、原則として公的年金から差し引く方法で行われますが、対象となる方は平成12年4月1日現在で、年額18万円以上の老齢年金受給者(老齢福祉年金を除く)となります。

厚生年金・国民年金の老齢年金から徴収する介護保険料については、今月の社会保険庁から送付される支払通知書(八ガキ)に金額が記載されております。

公的年金からの徴収対象者以外の方は、白石市に直接納めていただくこととなります。

問 税務課介護保険係  
☎ 22 1313

### 国民年金保険料の免除申請はお早めに!

保険料の納付が困難な場合には申請免除制度がありますので、ご相談ください。

前年度に申請された方も含めて、今月中に申請をしませんと4月分からの適用ができなくなりますので、お急ぎください。

問 市民課国民年金係  
☎ 22 1312

### 重複・頻回受診の方への訪問指導事業が始まります

医療費については、高齢化、疾病の多様化などにより、年々増大の用途をたどっております。このことから、このたび、厚生省の指導による重複・頻回受診者への訪問指導事業を実施することになりました。

10月から、該当する方のご家庭に指導員が、健康づくりや適切な受診についての相談のため訪問いたしますので、よろしくお願いたします。なお、訪問の際は事前にご連絡いたします。

**重複受診者とは、同一傷病について、同月内に、診療科が同じ複数の医療機関に行つて受診している方。**

**頻回受診者とは、同一傷病について、同月内に、同じ診療科に多数回行つて受診している方。**

問 保険課国民健康保険・老人保健係  
☎ 22 1361

### ひろげよう 65歳の現役社会 10月は高齢者雇用促進月間

労働省では、10月を「高齢者雇用促進月間」と定め、高齢者の雇用就業の促進について、啓発活動を実施しています。

高齢者の65歳までの安定した雇用の確保のため、事業主の方々ははじめ、地域の皆様の一層の理解とご協力をお願いいたします。

問 八ローワーク白石  
☎ 25 3107

**宮城県最低賃金**

日額 4,897円  
時間額 613円

平成12年10月1日発効

宮城労働局・各労働基準監督署

### 国保税 Q&A

**Q. 国民健康保険税額が変更になりましたが、どうしてでしょうか?**

A. 国民健康保険に加入されている方の中で算定根拠に変更があった場合、翌月以降の納期分から税額が変更されます。例えば次のような場合があります。

① 社会保険に加入した方、やめた方がいた場合。

② 生まれた方や亡くなった方がいた場合。

③ 転出や転入の届け出をした場合。

④ 修正申告などにより、所得金額に変更があった場合。

なお、税額に変更が生じたときは税務課より通知書が送付されます。確認の上、納付してください。

10月は国民健康保険税第5期の納付月です。